沿岸地域基幹産業ＤＸ推進事業費補助金　募集要項

１　事業の目的

沿岸市町村の基幹産業である水産加工業における事業の高度化及び生産性の向上を通じた付加価値と給与水準の向上を支援します。

２　補助事業の概要

水産加工事業者が新たなデジタル技術を用いた新商品の開発、商品の新たな生産若しくは販売又は管理の効率化の方式の導入を行う場合、県と市町村が共同して補助します。

（１）　補助対象者　沿岸市町村に事業所がある水産加工事業者

（２）　対象経費　　専門家謝金、委託料及び備品購入費

（３）　補助上限額　1,000 万円

（４）　補助率　　　２分の１

３　補助対象者

本補助金の対象者は、以下の（１）から（５）の要件を満たすことが必要です。

（１）　沿岸市町村に事業所がある水産加工事業者で、情報通信技術を用いた新商品の開発、商品の新たな生産若しくは販売又は管理の効率化の方式の導入により、従業員の給与水準の向上を図る者であること。

ア　沿岸市町村とは、「宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村及び洋野町」を指します。

イ　水産加工事業者とは、水産物を原料とする食料品製造業を営む個人又は法人、水産加工業協同組合及び水産物を原料とする食料品製造業を営む個人又は法人のみで構成される事業協同組合を指します。

（２）　補助金の交付を申請しようとする設備投資を対象とした国又は岩手県が実施する他の補助金の交付決定を受けていないこと。

（３）　補助金の交付を申請する過去３年間に補助金の不正受給を行ったことがないこと。

（４）　国税、県税及び市町村税に滞納がないこと。

（５）　役員等（事業主が個人である場合にはその者を、事業主が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者をいう。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないと認められること又は暴力団（同法同条第２号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有していないと認められること。

４　補助対象要件

補助を受けるに当たっては、補助事業実施年度の翌年度の給与支給額について、**事業実施年度から３パーセント以上向上させる事業計画を策定**する必要があります。

従業員への給与支給額の増加計画については、下記により策定してください。

（１）　対象者は、全従業員としてください。ただし、補助金活用工程・部門が他の工程・部門と明確に区分できる場合には、補助金活用工程・部門に係る従業員のみを対象とすることができます。

（２）　算定に用いる科目は、給料、賃金及び賞与（これらに相当する別の名称のものを含む。）としてください。

（３）　給与支給額の増加率は、事業実施年度の翌年度の給与支給額が事業実施年度の給与支給額に対して３パーセント以上向上するように策定してください。この場合において、給与支給額については、対象従業員１人当たりの給与支給額又は対象従業員への支給総額を用いてください。

（４）　補助事業実施後に対象となる従業員が増加する場合（従業員の総数が増加する場合に限る）は、対象従業員への支給総額の算定に加えても構いません。

なお、**給与支給額の増加率**が計画を**下回った**場合、**補助金の全部又は一部の返還**を命ずることがありますのでご注意ください。

５　補助額

（１）　補助率　　　２分の１（県と市町村で４分の１ずつ負担し、市町村が補助します。）

（２）　補助上限額　1,000 万円

６　補助事業期間

補助事業期間は、以下のとおりとします。

交付決定日から令和５年３月 10 日（金）まで
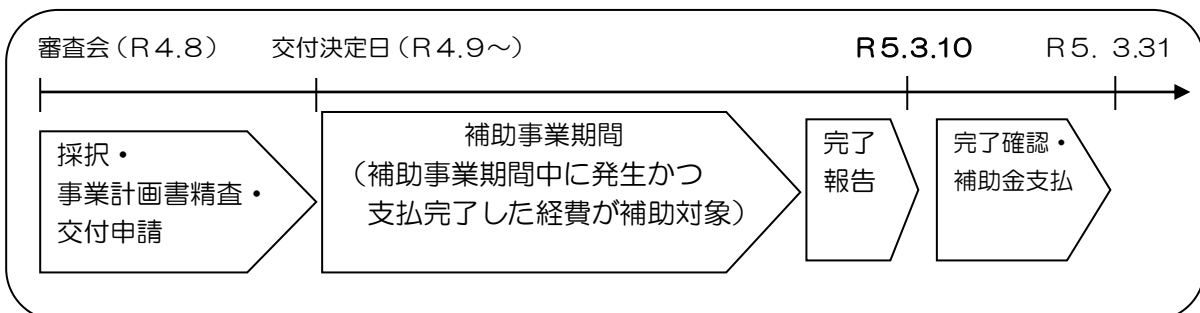
7　補助事業の流れ

補助事業の基本的な流れは次のとおりです。

応募・申請者	時期	県・市町村
	3月	①活用意向調査
②活用意向回答※	4月	③ヒアリング
④事業計画の応募 【令和４年７月１５日（金)】	5月	⑤ヒアリング・推薦判断（市町村）
	6月	⑥補助金審査会
		⑦補助金採択の決定通知
⑨補助金交付申請		⑧補助金額の内示
	7月	⑩補助金交付決定
⑪事業実施 【補助事業期間：交付決定日～令和５年３月１０日（金）まで】	8～ 1月	⑫中間確認・ヒアリング（適宜）
⑬補助事業実績報告書作成・提出 【令和５年３月１０日(金)まで)】	2月	⑭事業完了確認調査
⑯補助金請求		⑮補助金額確定通知
⑱補助金受領	3月	⑰補助金支払い

※②で市町村に活用意向を伝えていない場合は、市町村に推薦の見込みを確認のうえ応募してください。
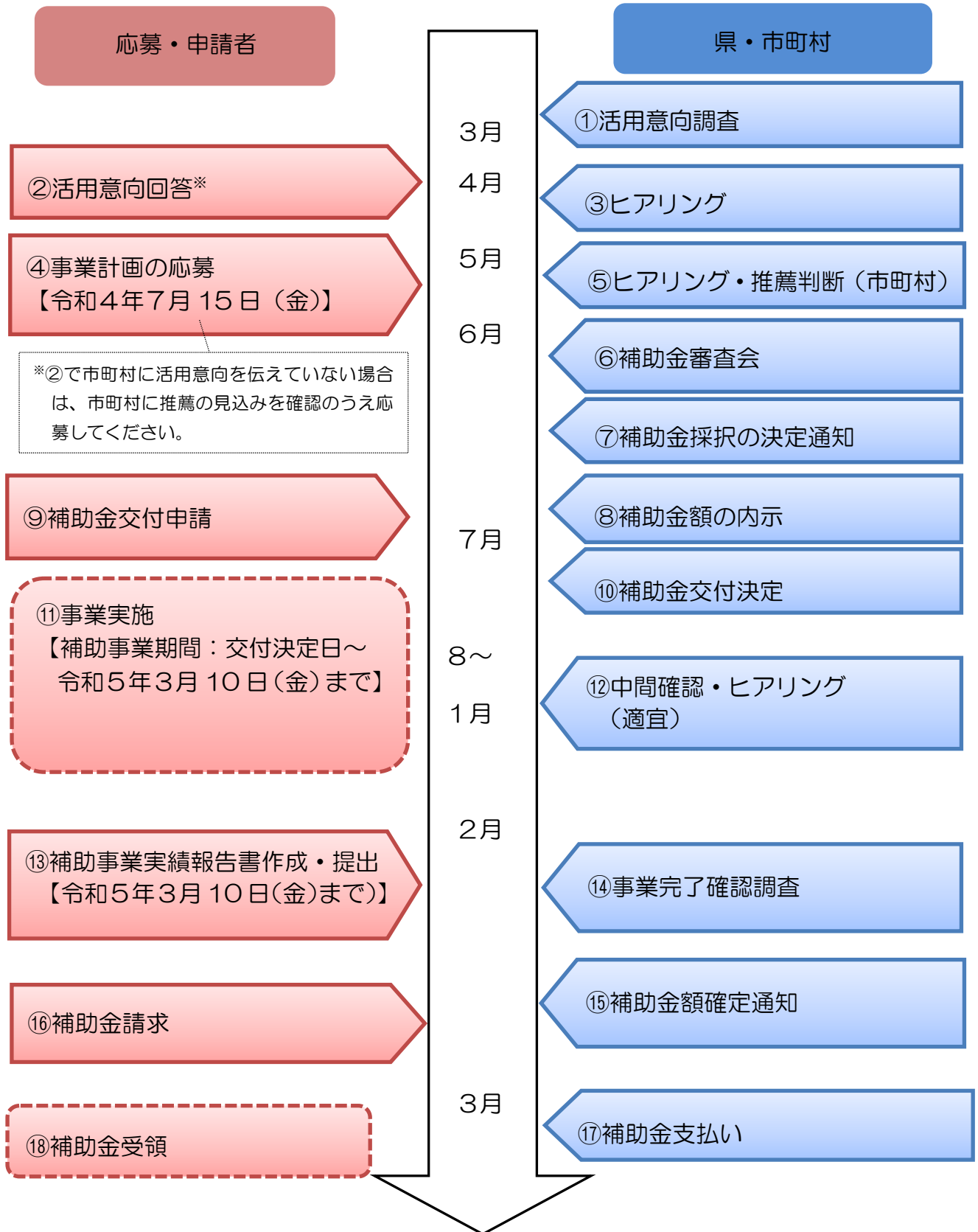
８　補助対象経費

補助事業実施のため必要な経費であって、以下の（１）～（３）の要件を満たすものを補助対象経費とします。

（１）　補助事業の実施に直接必要な経費であること

（２）　事業実施期間内に契約、取得及び支払いを完了した経費であること

（３）　使途、単価、規模等が証拠書類等により確認可能な経費であること

【補助対象となる経費】

経費区分	内　容
専門家謝金	本事業実施のために依頼した専門家に支払われる経費
委託料	本事業実施に係るコンサルティングやアドバイス等を受ける経費
備品購入費	機械、器具及び備品等の購入に要する経費

【留意事項】

・専門家謝金の単価は、その金額が社会通念上妥当なものである必要があります。対外的に説明可能な金額にしてください。

・経費にかかる支払いは**銀行振込**を原則とし、**現金、カード払い**（クレジットカード、プリペイドカード等）による支払いをした経費は原則、**補助対象外**となります。

・インターネットサイトでの購入時等に得られる各種ポイント（楽天ポイント、Ｔポイントなど）等については、円換算分を補助対象経費から差し引いた上で事業実績報告書を作成する必要があります。

【補助対象とならない経費】

補助対象経費とならない代表的な経費は次のとおりです。（ただし、本表に記載した以外にも補助対象とならない場合がありますので、判断しかねる場合は申込前にあらかじめ問い合わせ先へ確認してください。）

対象とならない経費の例	対象とならないものの例
備品購入に含まれないもの	・取得価額が３万円未満の少額のもの ・中古物品 ・不動産の購入費 ・既存設備の更新や買い替えに当たるもの ・市販のパッケージソフトの購入 ・汎用性が高く、補助対象事業以外にも使える商品（パソコン等）
間接的な経費	・手数料、保険料、通信費、印紙代、雑費等 ・租税公課（消費税、地方消費税） ・法令に基づく申請費用 ・本補助金に関する書類作成代行費用

事業者の費用の支払が明確に証明できないもの	・経費区分の明細がなく（実施した事業の内訳がわからず）一括で支払われている経費 ・補助対象事業以外の取引と混同して支払が行われている経費（補助対象経費が明確に区分されている場合を除く） ・補助事業者以外が発行する手形・小切手での支払の場合

９　応募手続きの概要

（１）　応募受付期限

　　　　<u>令和４年７月 15 日（金）（下記提出先へ必着）</u>

（２）　応募書類提出先

　　　　事業を実施する市町村に提出してください。

市町村名	担当部署	連絡先	市町村名	担当部署	連絡先
洋野町	水産商工課	0194-65-5916	宮古市	産業振興部 産業支援センター	0193-68-9092
久慈市	産業経済部 林業水産課	0194-52-2122	山田町	水産商工課	0193-82-3111
野田村	産業振興課	0194-78-2926	大槌町	産業振興課	0193-42-8725
普代村	建設水産課	0194-35-2116	釜石市	産業振興部 水産農林課	0193-22-2111
田野畑村	産業振興課	0194-34-2111	大船渡市	農林水産部 水産課	0192-27-3111
岩泉町	地域整備課 住宅支援室	0194-22-2111	陸前高田市	地域振興部 水産課	0192-54-2111

（３）　問い合わせ先

　　　　上記市町村担当部署又は下記にお問い合わせください。

　　　　<u>岩手県復興防災部復興くらし再建課　019-629-6931</u>

（４）　提出書類

　　　　以下の書類を各１部ずつ提出してください。

　　ア　事業計画説明書（要領様式第６号）

　　イ　過去３年分の決算書（法人事業概況説明書又は事業報告書、貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費内訳書及び製造原価報告書）

　　ウ　中期経営計画書（任意様式）※定めている場合

10　審査

８月に開催予定の審査会で採択者を決定します。審査会では、提出された書類により、概ね下記の着眼点に基づき審査します。

審査結果については、全ての応募者に県（復興防災部復興くらし再建課）から書面で通知します。

［主な着眼点］

審査項目	審査視点
課題把握の妥当性	・解決したい課題の把握は適切であるか。 ・解決したい課題は、事業者及び補助金活用工程・部門にとって重要なものか。
取組計画の妥当性	・取組内容は、課題解決に資するものとなっているか。
ＤＸ導入の先進性	・取組の内容が、単なる業務のデジタル化にとどまらず、製品やサービス、ビジネスモデル、業務、組織、プロセス、企業文化・風土等の変革につながるものとなっているか。
取組により得られる効果	・取組により得られる効果の見込みは適切であるか。 ・見込まれる効果は、経費額に対して十分であるか。
経費の妥当性	・対象経費の内容及び金額は妥当であるか。
給与支給額増加への効果	・算定対象者の設定は妥当であるか。 ・付加価値額の向上に対し、給与支給額の向上が十分であるか。
外部評価	・外部評価により、取組内容についての指導等を受けているか。 ・外部評価機関や評価内容は適切か。
市町村の支援体制	・市町村からの推薦や予算措置など、協調補助主体としての支援体制は十分か。

11　交付決定

採択された方については、補助金交付申請書の提出等、補助金交付に係る必要な手続きを行っていただきます。また、補助金の交付予定額等については、審査会の意見等を踏まえて事業計画書の内容を精査のうえ、交付決定通知書により正式に決定・通知します。

12　補助金の交付

補助金の交付については、**補助事業の完了後 30 日以内**（**又は令和５年３月 10 日のいずれか早い日まで**）に実績報告書を提出していただき、市町村が完了確認を行ったうえで、精算払いとなります。

13　交付決定後の留意事項

交付決定後には、下記の点に留意してください。

（1）　補助事業の内容や経費の配分に関する変更等

交付決定を受けた後、補助事業の内容の変更（事業の中止又は廃止、事業実施主体や事業実施箇所の変更など）や経費の配分の変更等をしようとする場合は、あらかじめ市町村へ申請し、承認を受けなければなりません。

（2）　補助事業の実施状況調査（中間検査）

補助事業期間中において、市町村が必要と認める場合に、事業の実施状況を実地又は書面提出により確認する場合があります。市町村から指示があった場合、対応してください。

（3）　事業実施状況報告

補助事業完了後３年間、当該事業の実施状況（売上高、経常利益、給与支給額等）を市町村へ報告していただきますので、あらかじめご了承願います。

（4）　補助事業の経理

補助事業に係る経理について、事業が完了した年度の終了後５年間（又は補助事業により取得した財産の処分に係る制限の期間のいずれか長い期間）、帳簿や支出証拠書類を適切に管理・保存する必要があります。

（5）　取得した財産の管理

補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、財産の種別に応じ、それぞれ「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める年数が経過するまでの期間は、市町村長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄することが禁止されており、善良な管理者の注意をもって適切に管理する必要があります。

耐用年数が経過するまでの期間中に、廃業や事業休止などにより**当該財産を処分し、**又は交付の目的に従った使用ができない状態となった場合は、市町村長が定めるところにより**補助金返還を行う必要が生じます**。

（6）　立入検査

本事業の進捗確認のため、随時市町村の担当職員等が実地検査を行う場合があります。

また、事業終了後においても、監査委員等による実地検査が行われる場合があります。当該検査により、補助金の返還命令等の指示がなされた場合は、これに従わなければなりません。

様式第６－１号（18関係）

第　　　　号
年　　月　　日

岩手県知事　　　　　　　　　様
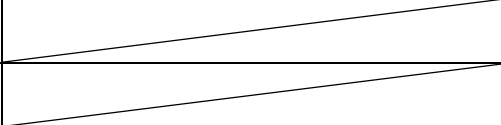
事業者名　代表者氏名

事業計画説明書等の提出について

沿岸地域基幹産業ＤＸ推進事業費補助金に係る事業計画説明書等を、次のとおり関係書類を添えて提出します。

１　事業計画説明書
２　過去３年分の決算書類
３　中期事業計画

（Ａ４）

様式第６－２号（18関係）

事業計画説明書

1　事業者概要				
事業者名				
代 表 者	職 氏（ふりがな） 名			
事業所の所在地等	所在地			
	電 話	（　　）	FAX	（　　）
設立登記年月日	年　　月　　日		決算期	月
資 本 金	万円			
従業員数	人			
主たる事業内容				
連絡担当者	職 氏名			
	連絡先	電話		
		E-mail		

2　補助事業概要
※取組のテーマを簡潔に記載してください。(例:○○システムを活用した○○ラインにおける処理スピードと歩留まりの改善)
3　事業者の現状と課題
※現状の困りごとや解決したい課題について詳細かつ具体的(定量的)に記載ください。
4　補助金活用工程・部門の現状と課題
※現状の困りごとや解決したい課題について詳細かつ具体的(定量的)に記載ください。

5　具体的な取組内容
※ロボット・AI・IoT 等の技術の活用又は専門家の診断や改善指導を想定している対象事業所（所在地が分かるように記入）、対象品目、対象ライン（構成・システム・設備・生産体制等）など事業の内容を具体的に記載してください。
6　取組により得られる効果
※生産性や付加価値の向上等、想定される効果を具体的（定量的）に記載してください。
7　取組内容に対する外部評価の有無及びその内容
※本事業の計画に当たり、支援機関や専門家から指導を受けている場合に記載してください。 （外部評価の有無） 有　・　無 （内容） ・評価を行った機関等の名称: ・内容:

8　経費内訳				（単位:万円）
経費区分	(A)事業に要する経費 （税込み）	(B)補助対象経費 （税抜き）	(C)積算根拠	(D)備考 （設備名、システム名等）
専門家謝金				
委託料				
備品購入費				

注　行は適宜追加してください。

9　収支計画及び従業員への給与支給額の増加計画				（単位：万円、人）
	事業実施年度	１年後	２年後	３年後
① 売上高				
② 営業利益				
③ 経常利益				
④ 人件費				
⑤ 減価償却費				
付加価値額（②＋④＋⑤）				
⑥ 設備投資額				
⑦ 給与支給額				
給与支給額伸び率（％）				
⑧ 従業員数 ※算定対象が全従業員の場合は、全従業員数のみの記載で可	(全従業員) (対象部門)			
※給与支給額の算定対象者	全従業員　・　対象部門（部門名称：　　　　）			
※給与支給額の算定方法	一人当たり支給額　・　支給総額			

注　給与支給額の算定対象者及び算定方法は、該当するものをそれぞれ囲んでください。

10　市町村からの意見
※事業計画説明書の提出にあたり、本事業を市町村として推薦するかどうか記載をお願いします。 推薦する　・　推薦しない （理由）

様式第７号（18 関係）

誓約書

補助金の交付の申請をするに当たって、次のとおり誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

１　補助金の交付を申請しようとする設備投資等について、国又は岩手県が実施するほかの補助金の交付決定を受けていません。

２　過去３年間に補助金の不正受給を行ったことはありません。

３　国税、県税及び市町村税に滞納はありません。

４　役員等（※１）は暴力団員（※２）でなく、暴力団（※３）又は暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。

※１　事業主が個人である場合にはその者を、事業主が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者をいう。

※２　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。

※３　同条第２号に規定する暴力団をいう。

令和　年　月　日 （事業者名） （代表者名）

様式第８号（18 関係）

年　　月　　日

市町村長　　　　　　様

所在地
水産加工事業者名
代表者職・氏名

事業実施状況報告書

年　月　日付け　　号で交付決定の通知を受けた補助事業に係る　　年度の事業実施状況について、沿岸地域基幹産業ＤＸ推進事業費補助金事務取扱要領第 16（１）の規定により下記のとおり報告します。

記

１　実施内容
（１）　事業期間
　　年　月　日　～　　　　年　月　日
（２）　事業概要

２　　年度事業実施状況　（決算期：　　年　月　日～　　年　月　日）
（１）　事業目的の達成状況・事業成果の概要
（２）　経営指標の状況　（単位：万円、人）

	事業実施年度	１年後	２年後	３年後
① 売上高				
② 営業利益				
③ 経常利益				
④ 人件費				
⑤ 減価償却費				
付加価値額（②＋④＋⑤）				
⑥ 設備投資額				
⑦ 給与支給額				
給与支給額伸び率（％）				
⑧ 従業員数 ※算定対象が全従業員の場合は、全従業員数のみの記載で可	(全従業員) (対象部門)			
※給与支給額の算定対象者	全従業員　・　対象部門（部門名称：　　　　）			
※給与支給額の算定方法	一人当たり支給額　・　支給総額			

（３）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の管理状況
（４）今後の課題

注１　本様式は、補助事業が完了した年度の翌年度以降に到来する決算期の末日（自らの毎事業年度終了の日）から起算して３か月以内に、補助金交付決定を受けた市町村に提出すること。
注２　対象期間の決算書・税務申告書の写しを添付すること。